

岡崎女子大学・岡崎女子短期大学における公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針

岡崎女子大学・岡崎女子短期大学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日策定、令和3年2月1日改正）に基づき、公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針を以下のとおり定めます。

1 機関内の責任体系の明確化

研究費不正使用根絶のため、最高管理責任者は、強力なリーダーシップの下、大学全体での不正防止に向けた取組を促す。また、不正防止対策に関する責任の所在、範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に公表する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

コンプライアンス研修を実施し、研究者の意識向上と公的研究費等の使用ルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。また、研究費の管理・運営に関わる構成員の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制を構築する。

3 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実行性ある対策を確実かつ継続的に実施する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

適正な予算執行を行うための実効性のあるチェック機能を構築する。

5 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談窓口を設置する。また、公的研究費等の不正使用防止に向けた取り組みについて、方針等を外部に公表するとともに、学内においても情報共有する。

6 モニタリングの在り方

公的研究費等の不正使用発生の可能性を最小にすることを目指し、モニタリング及び監査体制を整備する。

以上